

第1章

立地適正化計画の概要

第1章 立地適正化計画の概要

本章では、立地適正化計画策定の背景と目的、計画の位置付け等について整理します。

1-1 計画策定の背景と目的

本市では、都市計画法に基づく都市計画に関する基本的な方針として、平成10年(1998年)3月に鎌倉市都市マスタープランを策定し、長期的な計画期間である30年先を見据えた中で、都市計画・まちづくり分野の施策を進めてきました。

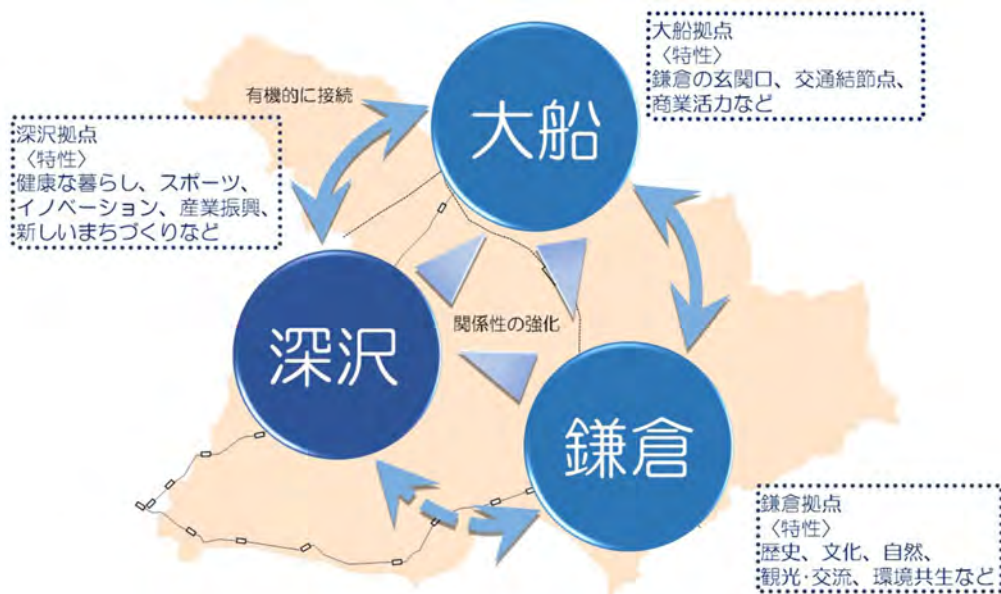
さらには、社会経済の変化に柔軟に対応するため、平成17年(2005年)3月には鎌倉市都市マスタープラン増補版の策定、平成23年(2011年)3月には鎌倉市都市マスタープラン白書2011の公表を経て、平成27年(2015年)9月には新たな鎌倉市都市マスタープランを策定し、時代の流れに的確に対応した計画立案とその実現に努めてきました。

その間、本市においては、時代変化に伴う諸課題に対応するため、令和2年(2020年)4月に、最上位計画である「第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画」を策定し、SDGs・共創・共生の視点に配慮する中で、全庁的な取組を進めています。

また、国土交通省においても、人口減少や少子高齢化を背景として、人口減少局面でも持続可能な都市経営を可能とするため、平成26年(2014年)8月に施行された「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」により立地適正化計画制度が創設されました。

本市では、総合計画や都市マスタープラン等での取組をさらに具体的にして、将来にわたり持続可能な都市づくりを推進していくために、防災面にも対応した鎌倉市立地適正化計画を策定します。

【第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画での土地利用の基本方針（三つの拠点）】

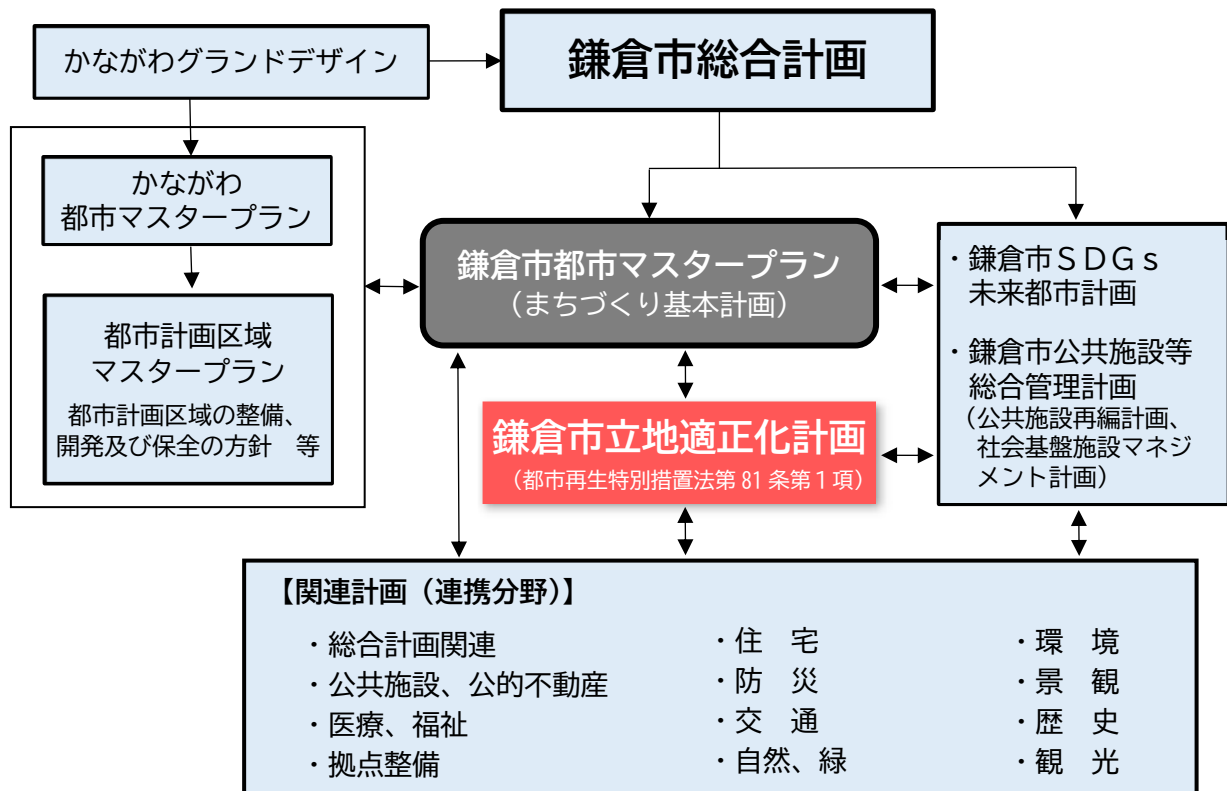


1-2 計画の位置付け

鎌倉市立地適正化計画は、神奈川県「かながわ都市マスタープラン」及び「鎌倉都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」や、本市の「第3次鎌倉市総合計画」の上位計画に即して定めます。

また、都市機能、居住及び公共交通に関する事項について、本市が定める分野別の各種関連計画と連携を図ります。

【本計画と上位・関連計画との関係性】



1-3 計画期間

立地適正化計画については、概ね20年後の都市の姿を展望したうえで策定します。

本計画の計画期間は、令和4年度（2022年度）から令和23年度（2041年度）を目標年次とします。

また、概ね5年ごとに評価・検証を行うことを基本として、今後の総合計画や都市マスタープランの改定等と整合を図りながら、必要に応じて、見直し・変更を行うものとします。

【計画期間】

令和4年度（2022年度）～ 令和23年度（2041年度）

1-4 計画の記載事項

鎌倉市立地適正化計画は、都市再生特別措置法第81条第1項に基づき策定する計画です。本計画は、人口減少や少子高齢化が進む中でも、都市全体の都市機能や居住の誘導、公共交通の充実を図ることにより、将来にわたり持続可能なまちづくりを実現するための計画です。

立地適正化計画では、主に次の事項を定めます。

【立地適正化計画での記載事項】

①立地適正化計画の区域

都市計画区域全体が立地適正化計画区域となるため、鎌倉市全域です。

②立地適正化計画に関する基本的な方針

計画により目指すべき将来の都市像を示します。

③都市機能誘導区域

医療・福祉・商業等の都市機能を都市の拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供が図られるよう定める区域を示します。

④誘導施設

都市機能誘導区域毎に、地域の人口特性、施設の充足状況や配置を勘案して、立地を誘導すべき施設を示します。

⑤居住誘導区域

人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域を示します。

⑥防災指針

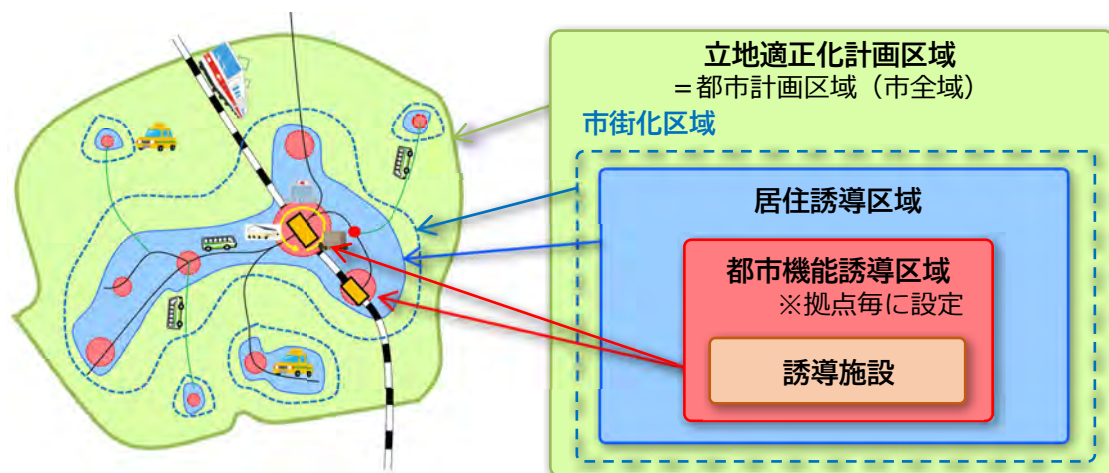
居住誘導区域等での災害リスクを分析し、リスクの回避・低減に必要な取組等を示します。

⑦誘導施策

都市機能や居住の誘導を図るために必要な施策を示します。

⑧目標値の設定・評価方法

施策等の達成状況と効果を評価・分析するための目標値を示します。

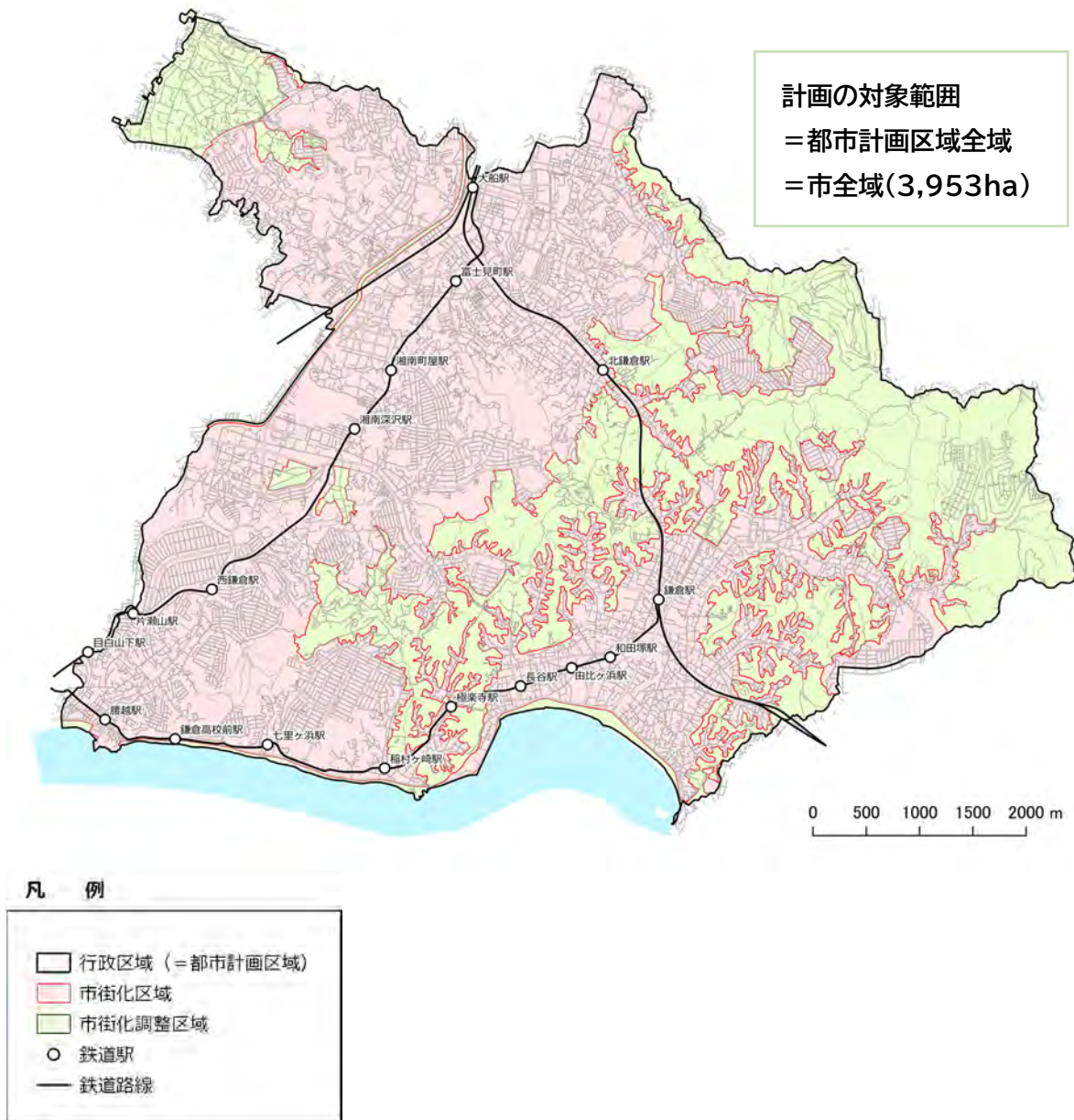


1-5 計画の対象範囲

立地適正化計画の対象範囲は、都市全体を見渡す観点から、都市計画区域の全域である市全域(3,953ha)を立地適正化計画の対象とします。

また、本市では、計画的な市街地の形成を図る目的で区域区分(線引き)を定めており、市街化区域(65.0%)、市街化調整区域(35.0%)を区分しています。立地適正化計画で定める都市機能誘導区域及び居住誘導区域は、市街化区域内で定めます。

【計画の対象範囲】



(印刷用余白ページ)